

指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン（概要）

1 指定管理者制度の概要

地方自治法の一部を改正する法律において、公の施設の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された（平成15年9月2日施行）。指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に施設の管理運営を行わせる制度である。

【制度の比較】

区 分	管理委託制度<改正前>	指定管理者制度<改正後>
受託主体	<ul style="list-style-type: none"> ・公共団体（市町村等） ・公共的団体（農協等） ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件（1/2出資等）を満たすもの 	法人その他の団体
受託主体の定め方	相手方を条例で規定	議会の議決を経て指定
法的性格	私法上の契約関係	「指定」（行政処分的一种）による管理権限の委任
施設の管理権限	設置者たる地方公共団体	指定管理者
受託主体による使用許可	不可	可

※法施行の際に管理委託を行っていた施設については、法施行日から3年以内に指定管理者制度に移行するものとされた。

2 指定管理者制度の導入・更新

（1）検討の視点

県が所有する全ての公の施設について、指定管理者制度の導入を検討する。

個別法の制約があり制度導入ができない場合や業務の専門性・特殊性から県が管理を行わなければならない特段の理由がある場合などを除き、以下の視点で点検を行い、法人その他の団体に委ねることにより、より効率的・効果的な管理運営が可能な施設については指定管理者制度を導入する。更新の場合も、同様の視点により制度継続の妥当性について点検を行う。

検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ○施設が提供するサービスの内容や施設の規模等といった観点から、県以外の民間事業者等による管理運営が実施可能な施設か。また、管理運営が可能な民間事業者等が存在するか。 ○民間事業者等が有するノウハウの活用により、次のような効果が期待できるか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒事業者提案による事業の実施や開館時間の拡大等、県民ニーズに即したサービス向上 ⇒サービスの向上や広報の充実等による利用者の増加 ⇒利用料金制[*]の採用や自主事業の実施等による収益の拡大 ⇒管理運営に係るコスト削減

※利用料金を指定管理者の収入として収受し管理運営費（全部又は一部）に充てる方法

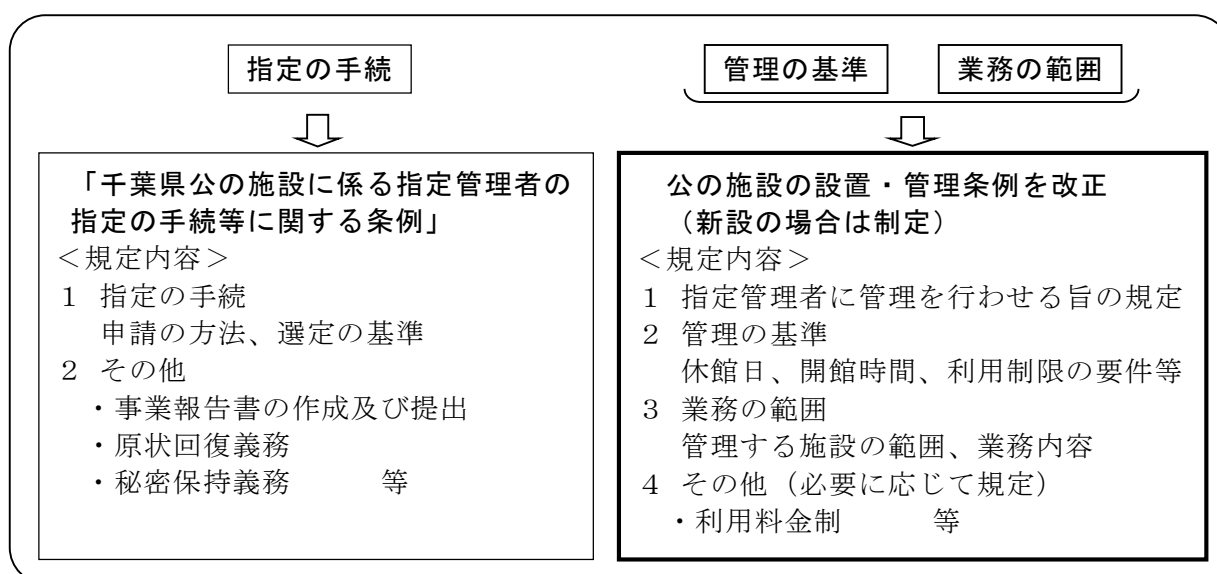
(2) 公募・非公募の検討

指定管理者の募集は、透明性・公平性の確保及び幅広く募集することにより良質の提案を期待する観点から、原則として公募により行う（公募によらない合理的な理由がある場合はこの限りでない。）。

(3) 規定整備

各公の施設に共通する指定の手続き等については、「千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」（平成16年3月23日公布、施行）において規定している。指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等については、指定管理者制度を導入する公の施設ごとに、個別の設置管理条例において定めなければならない。

【千葉県における指定管理者制度の条例構成】



(4) 指定管理者の指定に関する手続き

指定管理者の指定に関する手続きの概要は右に示すとおりである。

なお、選定手続を行うに当たっては、透明性・公平性の確保、選定理由の合理性等について十分留意する必要がある。

手続事項
(1) 指定管理者（候補者）の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間の検討 ・ 募集要項の決定・公募 ・ 外部有識者からの意見聴取 ・ 選定委員会における審査・選定 (2) 指定管理者の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決 ・ 指定の通知 ・ 指定の告示 (3) 協定の締結

(5) 指定管理者（候補者）の選定

ア 募集要項の検討

募集要項で定めるべき事項は概ね右に示すとおりであり、業務内容、指定期間及び県が負担する管理運営経費(指定管理料)の参考金額等の募集条件と、応募方法や提出書類などの応募手続を提示するものである。

募集要項記載事項
①対象施設の概要 ②指定管理者の業務の範囲 ③業務の基準 ④指定の期間 ⑤応募 ⑥提出書類 ⑦管理運営経費等 ⑧質問事項の受付 ⑨現地説明会の実施 ⑩申請書類提出先及び提出期間 ⑪選定方法 ⑫申請に関する経費 ⑬無効又は失格 ⑭選定結果 ⑮指定管理者の決定及び協定 ⑯スケジュール ⑰その他必要事項

イ 外部有識者等への意見聴取の依頼

選定の透明性・公平性を確保するため、原則として、施設の性質等に応じ必要な専門分野の有識者等（以下「外部有識者等」という。）に、選定に係る意見を求めるものとする。

外部有識者等からは、「審査基準の策定」及び「指定管理者（候補者）の選定」に係る意見（指定申請に係る提案内容に対する評点等）を聴取する。

ウ 審査基準の策定

応募団体の指定申請に係る提案内容を審査する際の審査基準（「審査項目」、「審査内容」及び「配点」）を策定する。審査基準は、募集要項中に明示することにより募集時に公表する。

(ア) 審査基準例

審査基準は、「必須項目」と「一般項目」に大別し、必須項目は標準に満たない場合は失格とする足切基準及び提案内容の優劣の比較基準を兼ねるものとし、一般項目は提案内容の優劣の比較基準とする

《必須項目》

原則として、審査基準（例）示した審査項目、審査内容及び配点によることとする。（各審査内容のいずれかについて、外部有識者等の過半数の評点が0点であり、選定委員会においてこれを適切な評価と認めた場合は、当該申請は適格性が確認できないものとして失格とする。）また、失格とならない場合は、その評点は一般項目の評点と併せて、優劣の比較に用いる。

《一般項目》

審査項目、審査内容及び配点は、原則として審査基準（例）によることとするが、施設の設置目的や事業内容等に応じて必要な修正を行う。

〇〇センター指定管理者審査基準（例）

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)
事業計画書の内容が 県民の平等な利用を 確保することができる ものであるか (指定手続条例第3 条第1号)	施設の設置目的及 び県が示した管理 の方針	施設の設置目的を理解しているか	3	管理運営基本方針 収支計画
		県が示した管理の方針と事業者が 提案した運営方針が合致するか	3	
		経営理念やコンプライアンスの取組 等、団体の経営モラルは適切か	3	
	平等な利用を図る ための具体的な手 法及び期待される 効果	事業内容等が一部の県民、団体に対 して不当に利用を制限又は優遇す るものではないか	3	
		社会的弱者へ配慮されているか	3	
個人情報取扱は 適正か	個人情報保護の取 組	個人情報保護のための適切な措置 がとられているか	3	

【一般項目の審査】

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)	
事業計画書の内容が、 当該公の施設の効用 を最大限に効果的に 効率的に発揮させる ものであるか。 (指定手続条例第3 条第2号)	利用者の増加を図 るための具体的手 法及び期待される 効果	年間の広報計画の内容は適切か	↑	管理運営実施計画 サービスの向上 コスト削減の取組	
		利用者増加への取組内容は適切か			
		地域、関係機関、ボランティア等 との連携が図れているか			
	サービスの向上を 図るための具体的 手法及び期待され る効果	サービスの向上のための取組内容 は適切か			計 40
		募集要項に示した内容への提案は 適切か			
		自主事業の提案は、公の施設の設 置目的の達成に資するものとなっ ているか。また、指定管理業務を 妨げない範囲となっているか			
		全体的に施設の設備・機能を活用 した内容となっているか			
	施設の維持管理の 内容、適格性及び実 現の可能性	求めている内容が事業計画書で提 案されているか			
		施設管理、安全管理は適切か			
		維持管理は効率的に計画されてい るか			
管理に係る経費の 縮減効果(又は収益 性の確保)	経費の縮減等は見込まれるか		計 20		

サービス面

経費面

事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号)	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	▲	管理運営実施計画 収支計画 職員配置計画 従業員雇用計画 会社概要 会社定款 法人の登記事項証明書 財務諸表 登録証明書等 経営実績	
		収支計画の実現可能性はあるか			
		販売費及び一般管理費の額は適正か			
	安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か			計 30
		職員採用、確保の方策は適切か			
		職員の指導育成、研修体制は十分か			
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	団体の財務状況は健全か			▼
金融機関、出資者等の支援体制は十分か					
類似施設の運営実績	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか				
その他	○○○○	計 10	その他	
				

- ※1 一般項目の審査項目、審査内容及び配点は、原則として審査基準(例)によることとするが、施設の設置目的や事業内容等に応じて必要な修正を行う。
- ※2 配点に当たっては、類似施設との整合性等にも十分配慮すること。配点は、上記の配点割合を基準とし、合計点は100点とする。なお、全体の1割以内を他の項目に加点・減点する(合計点100点のうち10点以内を、例えば「経費面」から「サービス面」に振替える等)ことも可能とする。
- ※3 各申請者の経費の見積額の採点方法の例
 - ・「最低提案額を満点(20点)とし、最低提案額から参考金額の1(～3)%相当分額が上がるごとに1点ずつ減点し最低点数は0点とします。」
 - ・参考金額を0点とし、参考金額から一定の金額が下がるごとに加点し、満点は20点とします。

「地域への貢献」の評価
 公の施設は、周辺地域の活性化や地域振興などに少なからず影響を与えるため、施設の設置目的や事業内容等に応じて、地域への貢献をその他の審査項目として設定するか、又は審査内容の一つの視点として評価することが適当である。
 また、地域への貢献を積極的に評価することにより、地元中小企業者やNPO等も参入しやすくなるという効果も期待される。

「地域への貢献」の例
 ・物品・役務の調達における地元(県内)事業者への発注、県産品の購入・使用
 ・地域の美化活動
 ・防犯・防災活動、災害復旧活動
 ・地域における雇用機会の創出(特筆すべきもの)
 ・近隣の他施設(市町村立や民間施設)、学校、地元商店街等との連携によるサービス向上や地域の活性化
 ・その他歴史・文化・観光等の地域資源の活用や、高齢者に優しいまちづくり等、地域での取組への積極的参加・協力